

## 序

本邦におけるイスラーム法の研究は、大別して以下の3つに分かれます。

- (1) ムスリム諸国の国家法としてのイスラーム法
- (2) イスラーム法基礎論
- (3) フィクフ

この発表では、この順序で論じていきます。

ちなみに1868年から1988年間での日本で出版された中東・イスラーム研究文献を網羅した目録「日本における中東・イスラーム研究文献目録」は、15,000点以上を収録していますが、その中で、イスラーム関係の文献は、宗教/思想関係に分類されているものが991点なのに対し、法に分類されているものは388点です。法は更に一般、古典、現代に分類されていますが、一般が77点、古典が63点、現代が248点です。現代のものは殆どが国家法でありフィクフに関するものは、初心者向けの入門や、イスラーム法基礎論の用語解説のようなものを含めても100点にも満たません。

ちなみに1995年出版の『イスラーム研究ハンドブック』(三浦徹、黒木英充、東長泰編、栄光教育文化研究所)の「法学」(柳橋博之)の文献リストに挙げられている邦文文献は、国法学の翻訳2点(マーワルディー著、湯川武訳『統治の諸規則』、イブン・タイミーヤ著、湯川武・中田考訳『イスラーム統治論』)、イスラーム法基礎論の翻訳2点(イブン・ザイヌッディーン著、村田幸子訳・解説『イスラーム法理論序説』、アブドル・ワッハーブ・ハッラーフ著、中村廣治郎訳『イスラームの法 ---法源と理論』)を除けば、柳橋博之「シャリーアとフィクフ」(『イスラーム世界』41、1993)の1点のみです。

### 1. ムスリム諸国のイスラーム法

現在のムスリム諸国の国家法は西欧起源の実定法であり、イスラーム法ではありません。しかし、欧米や日本では、ムスリム諸国の国家法のうちでフィクフの規定の一部を取り入れた法律をイスラーム法として扱う傾向が強く見られます。こうした研究は、古賀幸久『イスラーム国家の国際法規範』(1991年、勁草書房)、眞田芳憲・松村明編著『イスラーム身分法関係』(2001年、比較法学研究所)など、比較的多くの研究が発表されています。しかし、この分野の研究では、研究者たちがイスラーム学の素養を欠き、フィクフの基本的な概念を理解していないため、多くの初歩的なミスが見られ、いまだに国際的な学術水準に達していません。

この分野の水準の低さを知るには、最新の研究『イスラーム身分法関係』に対する堀井聡江の書評を読めば足ります(『イスラーム世界』第56号、2001年、pp.85-97)。

### 2. イスラーム法基礎論

イスラーム法基礎論は、アラビア語では、「ウスール・ル=フィクフ」と言います。「ウスール・ル=フィクフ」は、フィクフと深い関係がありますが、学問分野としてははっきりと別の学問です。この分野については、イジュマーウなど、個別問題を扱ったモノグラフはありますが、包括的な学術書はまだ存在しません。

アラビア語原典からの邦訳としては、シーア派の古典、イブン・ザイヌッディーン著

(村田幸子訳・解説)『イスラーム法理論序説』(1985年、岩波書店)、スンナ派の古典に関しては、現代の平易な入門書、アブドル・ワッハブ・ハッラーフ著(中村廣治郎訳)『イスラームの法---法源と理論』(1989年、東京大学出版会)があります。

### 3. フィクフ

フィクフに関しては、本邦では主に、歴史家によって個別研究が積み重ねられてきましたが、フィクフの全領域を網羅する解説書はいまだに遠峰四郎『イスラーム法』(1976年、慶応通信)の一冊しかありません。しかし、この『イスラーム法』は、アラビア語の原典を使わず、欧米語の二次資料を祖述しただけのものであり、今日の学問水準の批判に耐えるものではありません。

一般に、歴史家によるフィクフの研究は、歴史資料の補助資料としてフィクフ文献を用いるもので、フィクフ自体の研究と呼ぶべきではありませんでしたが、歴史家出身ながら、イスラーム学からフィクフ研究に足を踏み入れ、精力的な仕事をしているのが、柳橋博之(東京大学大学院助教授)です。柳橋の欧文のフィクフ研究は、欧米でも高い評価を受けていますが、彼は日本語でも1998年に『イスラーム財産法の成立と変容』(創文社)、2001年に『イスラーム家族法』、前者は約650ページ、後者は約800ページ、の大著を上梓しています。前著においては、オリエンタリスト歴史学の方法論の残滓が見られ、ハディース偽作に関するゴールドツィハー/シャハト・テーゼに無批判に依拠した憶断が散見されましたが、これに関しては、『オリエント』第42巻第1号(1999年)の書評で小生が詳細に批判してあります。『イスラーム身分法』は、ハディースの真偽判断のような問題設定が陰を潜め、四法学派の通説の丹念な紹介、実証的な研究となっています。

フィクフの邦訳に関しては、網羅的な作品の翻訳はまだ存在しません。各論についても、国法学におけるマーワルディー「統治の諸規則(湯川武訳、『イスラーム世界』19号1981年、22号1984年、27・28号1987年、31・32号1989年)とイブン・タイミーヤ『イスラーム統治論』(湯川武・中田考訳、日本サウディアラビア協会、1991年)があるのみです。

### 4. フィクフの邦訳

フィクフについては学術的な概論も原典の学術的翻訳も存在しないため、小生は現在、ハンバリー派フィクフの古典の訳注・解説を作成中ですが、その前半部が平成11/12年の文部省科学研究補助金特定領域研究「古典学の再構築」の公募研究「古典ハンバリー派法学の成立と発展の比較思想史的研究」の助成を得て、「イスラーム法の存立構造・前編」、『古典学の現在』として印刷されました。

「イスラーム法の存立構造」は、アル=フジャーウィー(al=ujw, d.968)の『満悦を求める者の糧(Z d al=Mustaqni)』の「神事(イバーダート)編」の詳細な訳注と、解説からなります。

なお、『満悦を求める者の糧(Z d al=Mustaqni)』の刑法の部分は、森伸夫による部分訳が存在します(Sharaf al-D n M s b. A mad al=Maqdis, 森伸夫訳、「イスラームの刑法-アル・マクディスィー著「ザード・ル・ムスタクニウから」、『海外事情研究所報告』22, 1988/3/31, pp.301-315)。

ハンバリー派を選んだのは、第一にオリエンタリストとしての私自身の専門が、ハンバリー派の大学者イブン・タイミーヤ(728/1328年没)であったことで、学生時代に湯川先生と授業で読んだイブン・タイミーヤの『イスラーム統治論』の翻訳の延長にあります。第二に現代のイスラーム運動においても指導的役割を果たしていると同時に、石油輸出国として日本とも大きな経済関係を有するサウディアラビアが、ハンバリー派法学を国定法学としている、という実践的意義があります。日本人のアラブ諸国のイスラーム学部の卒業生は13人ですが、そのうち4名がサウディアラビアの大学の卒業、同じくハンバリー派を公定法学とするカタールの卒業者を含めると13人中5人までがハンバリー派的イスラーム教養を身につけていることとなります。私自身に

ついても、この『満悦を求める者の糧』を最初に読んだのは、1986年の留学前に、同書の部分訳をされている森先生にその注釈書『新緑の牧場』を読んでいただいたのがそもそもの最初でした。また専門調査員としてリヤドに留学中に盲目のシャイフ・アブドッラフマーン・アル=バツラクによるモスクでの『新緑の牧場』の講義に参加させていただき、現代までモスクで読み継がれる古典法学教育の実際の姿を見ることができたのも貴重な経験でした(尤も、残念ながらこの時は同書を読了できず、私自身が法学でイジャーザ[免許]を得るのは、1998年のエジプト滞在時でハナフィー派法学になるのですが)。

『満悦を求める者の糧』はそもそもイブン・クダーマ(Muwaffaq al=D n Ibn Qud ma, d.620)の『満足のゆくもの(al=Muqni )』の要約ですが、訳注作成にあたっては『満悦を求める者の糧』の注釈書アル=バフティー(Man r al=Bah t , d.1051)著『新緑の牧場(al=Rau al=Murbi '』、アル=ブライヒー(al=Bulaih , d.1992/ad.)著『葡萄酒(al=Salsab l)』の他に、イブン・クダーマの『大全(al=Mughn )』、『十全(al=K f )』、アル=ザルカシー(al=Zarkash , d.774)の『アル=ザルカシー注釈(Sharal=Zarkash )』、イブラーヒーム・ブン・ムフリフ(Ibn Mufli , d.884)の『卓越(al=Mubdi )』、アル=マルダーウィー(al=Mard w , d.885)の『公正(al=In f)』、アル=ナジュディー(Ibn Q sim al=Najd , d.1972ad)の『新緑の牧場・脚注( shiyaal=Rau al=Murbi )』、『信頼(al=Mu 'tamad f Fiqh al=Im m A mad - Jar f -hial=Jam ' baina Nail al=M rib bi-Shar Dal l al= lib wa Man r al=Sab l fal=Dal l wa ya ummu Mulakkha Takhr j t al=Shaikh al=Alb n f Irw 'al=Ghal l f A d th Man r al=Sab l)』、ワフバ・アル=ズハイリー(Wahba al=Zuail )の『簡易ンバリー派法学(al=Fiqh al= anbal al=Muyassar)』等のハンバリー派フィクフの作品を参照し、クルアーン、ハディース、イジュマーウ、キヤース等の典拠を挙げると同時に、学派内の通説と少数説の区別も示してあります。

解説においては、先ず、フィクフとハンバリー派についてそれぞれ概説した後、ハンバリー派フィクフの神事(イバーダート)の規定について通説に基づいて概略を示します。

次いで、フィクフの諸学者にも、ハンバリー派学説の展開の具体像がイメージできるように、宗教儀礼の例として「礼拝の纏め」の問題、政治問題の例として「庇護民の規定」を取り上げ、ハンバリー派の発展のそれぞれの時期を代表する以下の8冊の該当箇所を全訳を時系列順に配しました。

『主の勝利(al=Fat al=Rabb n )』(A mad Abd al=Ra m n al=Bann , d.1958ad)(全22巻)(アフマド・ブン・ハンバルの残したハディース集成『遡及伝承(al=Musnad)』を現代のハディース学者A mad Abd al=Ra m n al=Bann がフィクフの章立てに則って再編集したもの)

『アル=ヒラキー綱要(Mukhta ar al=Khiraq )』(al=Khiraq , d.334)

『大全(al=Mughn )』(Muwaffaq al=D n Ibn Qud ma, d.620)(全15巻)

『満足のゆくもの(al=Muqni )』(Muwaffaq al=D n Ibn Qud ma, d.620)

『満悦を求める者の糧(Z d al=Mustaqni )』(al= uj w , d.968)

『公正(al=In f)』(al=Mard w , d.885)(全12巻)

『新緑の牧場(al=Rau al=Murbi )』(al=Bah t , d.1051)

『新緑の牧場・脚注( shiya al=Rau al=Murbi )』(al=Najd , d.1392/1972)(全8巻)

また上記の二つの問題について、ハンバリー派の通説と、スンナ派の他の3学派の違いを示すために、4法学派の学説を網羅した現代の代表的なフィクフ文献『イスラームのフィクフとその典拠(al=Fiqh al=Isl m wa Adilla-hu)』(Wahba al=Zu ail )、シーア派との比較のために、『宗教の規定における学生の洞察(Tabiraal=Mutaallim n f A k m al=D n)』(al= All ma ill , d.726)、『ダマスカスの光明(al=Lum a

al=Dimashq ya)』 al=Shah d al=Auwal, d.786)、『イスラームの諸法(Shar i al=Isl m)』(al=Mu aqqiq al= ill , d.676)の該当箇所の全訳を付記しました。

フィクフの全体像を日本のムスリム、研究者に伝えることができるよう、「イスラーム法の存立構造」の後半部、「人事(ムアーマラト)編」の訳注を一日も早く完成させたいと思っております。

## 付録「イスラーム法の存立構造 第一部 「フィクフとは何か」 1-4 章)

### 1. フィクフとは何か

#### (1) フィクフの定義

「フィクフ(fiqh)」とは、「理解する、知る」を意味するアラビア語語根「F-Q-H」の動名詞形であり、語源的には「理解」を意味する(注1)。

預言者ムハンマドとその直弟子たちの時代には「フィクフ」の語はイスラームの教えについての深い理解を意味した。

ヒジュラ暦2世紀の半ばに没したハナフィー学派の学祖アブー・ハニーファ(d.150/767)のアキーダ(信仰論)に於ける著作は「大フィクフ(al=fiqhal=akbar)」と命名されており、この時代においてもまだ「フィクフ」の語がイスラームの理解一般を指していたことを示している(注2)。

その後イスラーム諸学が細分化し、クルアーン学、ハディース(預言者の言行録)学、アキーダ(信仰論)、アラビア語学などが独立の学問として成立していく過程で「フィクフ」の語は特に行為規範を扱う学問を指すようになる。

この後世の用法に於ける「フィクフ」を、伝統的イスラーム学は、

「個別的な典拠(adillatu-ha al=taf l ya)から演繹されたシャリーアに基く行為諸規範(al=a k m al=shar ya al= amal ya)の学(ilm)」と定義する(注3)。

「フィクフ」の語は本来、右の定義にあるように「学問」を意味するが、フィクフの学問の成果である規範体系も「フィクフ」の名によって呼ばれることもある。それゆえ本書でも「フィクフ」の語を「学問」、及び「規範体系」の意味で両義的に用いる。

#### (2) フィクフとシャリーア

「個別的な典拠から演繹されたシャリーアに基く行為諸規範の学」との定義は、フィクフとシャリーアが関連概念であることを示している。

シャリーアとは、「アッラーフから啓示された宗教(al=d n al=munazzal minind All h)」を意味する(注4)。

日本語では、フィクフとシャリーアの双方に「イスラーム法」の訳語が当てられている場合が多い。しかしフィクフとシャリーアは別の概念であり、また「イスラーム法」の訳語はどちらに対しても適当とは言えない。

シャリーアは、フィクフの主題である行為規範のみならず、アッラーフへの信頼、忍耐、親孝行、同胞愛、弱者救済、勸善懲悪など修身、道徳、アッラーフの本質、属性及び、天使、復活、天国、火獄などの不可視界についての記述、天地創造、過去の諸民族と諸預言者の歴史などを包括するアッラーフの御教え自体、即ちクルアーンと真正のスナ(預言者の言行)の教えの総体であり、西欧の「法」の概念とは全く相いれない。

天啓のシャリーアはアッラーフの神意の顕れであり絶対無謬である。一方フィクフはこのシャリーアを解釈し行為規範を演繹する学者の知的営みであり、あくまでも人為の産物に過ぎず、神意に適っているとの保証はない。シャリーアを理解をめぐってイスラーム史上、多くのフィクフの学派が生まれているのはこのためである

(注5)。

フィクフとは一義的にはシャリーア解釈の知的営みであり、紛争解決手段としての裁判規範たることを必ずしも前提とするわけではない。西欧的な意味で「法」にあたるものは、むしろカリフの定めた行政命令(カーヌーン、ファルマーン)である。

フィクフはシャリーア(=アッラーフの神意)の解釈をその任務とする。それゆえたとえフィクフの行為規範と部分的に符合することがあろうとも、シャリーア以外のものを法源とするイスラーム世界の国々の現行の「法律」は決してイスラーム法ではない。

それゆえフィクフとイスラーム世界の国々の現行の法律を混同し、「イスラーム法」の名の下に共に論ずることは厳に慎まなくてはならないのである。

(3) フィクフの発生とその必要性

アッラーフは文盲の商人ムハンマドを神の使徒として選ばれた。

クルアーンという言葉は決して難解な学術用語ではなく、また使徒ムハンマドも平明な言葉と表現で教えを説いた。

しかし言葉は発せられた具体的状況を離れて記録された言葉となり、時空を超えて人々に伝えられていくとき、必然的に当初の自明性を失う定めにある。クルアーンとハディース(ムハンマドの言行録)といえどもこの運命を逃れることはできない。

たとえば文法的にはアラビア語の「命令法」は、きわめて簡単に識別できる形式を有しているが、クルアーンの命令法表現を全てアッラーフの命令であると考えることができるかという、そうではない。

5章2節の「…しかし汝らが巡礼の潔斎を解いた後では、狩りを行え…

」の「狩りを行え」の語は文法的には命令法であっても、狩りが命じられているわけでなく、巡礼の潔斎中は禁じられていた狩猟が潔斎を解いた後には解禁される、との許可を意味する。

71章28節の「…わが主よ、我を許せ…」の「我を許せ」も文法的には命令法であっても、アッラーフに対する命令であろうはずはなく祈願を意味する

(注6)。

またクルアーンは20余年にわたって段階的に啓示されたものであり、初期の啓示が後期の啓示によって補完された、あるいは変更を被った場合もある。

飲酒に関するクルアーンの4章43節の「信仰する者よ。汝らは酩酊している時には、(酔いが覚めて)自分が何を話しているのか自覚できるようになるまでは、礼拝に近付いてはならない…」の啓示は、泥酔して礼拝を行うことを禁じたただけであったが、5章90節の「信仰する者よ、酒、賭博、偶像、賭矢は、不浄な悪魔の業である。それゆえそれを遠ざけよ。…」の啓示が下るに至って、酒は全面的に禁止されることになったと言われている。

クルアーンの章句の正確な意味を知るためには、アラビア語の語彙、文法の正確な知識のみでは十分ではなく、アラビア語の表現法、修辞法に通じ、クルアーンの啓示の下った状況の記録を調べその年代を確定するなどの研究が必要となる(注7)。テキスト自体が確定していない預言者のハディースについてはなおさらである(注8)。

預言者とその薫陶を受けた直弟子たちが世を去ると共に、クルアーンとハディースの意味の自明性が失われる。またイスラーム世界の拡大、多様な慣習を有する異民族のイスラーム化によってウンマ(イスラーム共同体)の同質性が崩れることになった。クルアーンとスンナに直接の教示がない問題が発生するようになった。

フィクフの成立は、こうした歴史的事態に対応しているのである。

それゆえフィクフの成立と展開に、近代西欧的な「学問の進歩」のイメージを投影することは慎まなくてはならない。イスラーム史上、最善の世代は預言者の直弟子の世代であり、次善の世代は更にその弟子の世代、即ち預言者の孫弟子の世代である(注9)。光源から遠ざかるにつれて光が弱まるように、時代を下るにつれて知と信仰は失われる。フィクフの展開とは、知と信仰

の衰弱を補うための努力の結晶に他ならない。フィクフの価値はその努力の真摯さにのみ存するのである。

#### (4) フィクフの主題

フィクフの目的は行為規範の定立にあるが、その領域は人間生活の全領域に及ぶ。

章立ての詳細は、『ザード・アル＝ムスタクニウ（納得を求める者の糧）』の目次に譲り、本章ではフィクフの基本的区分のみを挙げる。

フィクフは（a）イバーダート（宗教儀礼）と（b）ムアーマラート（社会関係行為）は大別されるが（注10）、学者によってはムアーマラートに更にいくつかの下位区分を設けている。

例えば現代の高名な法学者アル＝ズハイリーの『イスラーム法とその法源』はフィクフを、（a）イバーダート、（b）ムアーマラート、（c）ウクーバート（刑法）、に分類している（注11）。

またハンバリー学派の名祖アフマド・ブン・ハンバルによる伝承者別分類ハディース集成『アル＝ムスナド（遡及伝承）』を主題別に再編集した『アル＝ファトフ アル＝ラッバーニー（主による勝利）』の分類によると、フィクフは、（a）イバーダート、（b）ムアーマラート、（c）アクディヤ&イフカーム（司法）、（d）アフワール・シャフスィーヤ&アードート（身分法&慣習）、に大別される（注12）。

しかし章立ての細部に相違はあっても、第1巻を「儀礼的浄化」にあて、以下、礼拝、喜捨、齋戒、巡礼と、先ずイバーダートを順に論じ、その後にムアーマラートに移ることは、学派を超えてフィクフの確立した著述スタイルとなっている。

またフィクフも後期になると、ハナフィー派の「ヌール・アル＝イーダーフ（解明の光）」、マーリキー派の『ムルシド・アル＝サーリク (Murshid al=S lik)』、シャーフィイー派の『ハドラーミーの序論(al=Mugaddima al=Kha ram ya)』、ハナフィー派の『解明の光り(N r al= )』のように初学者向けにイバーダートのみを纏めた綱要がフィクフの名で編まれるようになる。このことからイバーダートがフィクフの最重要領域であることが理解できる。

このようにフィクフにおいては、「個人の良心の問題」である宗教儀礼の細則の規定のような西欧の「法」概念には馴染まない問題が最重要課題となっている。このことだけからもイスラームの「フィクフ」を「イスラーム法」と訳すことがミスリーディングであり、慎重を要することが理解されるであろう。

(注1) 例えば、「彼等は言った。『シュアイブよ、私たちはおまえの言うことの殆どを理解できない(m nafqahu)…』」(クルアーン 11章 91節)

(注2) Umar Salm n al=Ashqar, T r kh al=Fiqh al=Isl m (フィクフの歴史), Kuwait, 1989, pp.11-15.

(注3) この定義はアル＝シャーフィイーに遡ると言われる。cf., Wahba al=Zuail, al=Fiqh al=Isl m wa Adilla-h(フィクフとその典拠), Dimashq, 1989, vol.1, p16, Umar Salm n al=Ashqar, op. cit., p.16.

「典拠(dal l, ujja)」とは、アッラーフの御言葉であるクルアーン、ハディース等を指すが、何がフィクフの「典拠」とされるべきかは「フィクフ基礎論(u lal=fiqh)」に於いて論じられる。

(注4) cf. ibid., p.18.

(注5) 「シャリーア」と「フィクフ」の違いについては、ibid., pp.18-20 参照。アル＝シャアラニー(1560年没、シャーフィイー派ファキフ)は言う。

修行者(ins n muta abbid)、あるいは職を有する信者(mu min mu tarif) は、クルアーンとスンナに明言されたことだけを行っていれば十分であり、(クルアーンとスンナから推論によって) 演繹されたことを行う必要はない。なぜなら演繹されたことの全てが、いと高き

アッラーフの無謬のシャリーア (shar ma m) ではないからであり、それ故に (ファキーフの間にも) 見解の対立が生じているのである。

… 中略 … 知る必要があるのは、いと高きアッラーフが明文で定められたことだけである。なぜなら (アッラーフの) 僕が最後の審判で審問されるのは、それを知っているかどうかだけだからである。というのはそれらの内容は「何かを成せ。何かを避けよ。」といった (明瞭な) ものであり、誰でも苦勞なく理解でき、その習得のために仕事を投げ出し長期間を費やさねばならないようなものではなく、どんなに学のない民衆でも悩まず理解できるのである。学匠 (aimma) ムジュタヒド (独自の推論でフィクフの規範の演繹を行う学者) たちが定めたものについては (事情は) 異なり、誰も最後の審判の場でそれについて審問されることはない。またその理解は困難であり、見ての通り、仕事を投げ出し長期間を費やさねばならないのである。

Abd al=Wahh b al=Sha r n , al=Durr al=Manth r f al= Ul m al=Mashh r {よく知られた (イスラーム) 諸学の神髄に関する散りばめられた真珠} , Beirut, Cairo, n.d., pp.36-37.

ムスリムが従うべきはシャリーアであって、フィクフではない。両者の混同は厳に慎まなければならない。しかしフィクフが、シャリーアに従って生きようとの先人たちの14世紀にわたる真摯な知的努力の蓄積の結晶である以上、その成果を無視し顧みないというのも正しい態度とは言えないであろう。

ちなみに現存するフィクフの学派は、ハナフィー派、マーリキー派、シャーフイー派、ハンバリー派のスナ派4学派、12イマーム派 (ジャアファリー派)、ザイディー派のシーア派2学派、ハワーリジュ派の流れを汲むと言われるイバーディー派の7学派であるが、本章では原則的にイスラームの主流派であるスナ派のフィクフのみを扱う。

(注6) イブン・バドラーンによるとアラビア語の命令法には22の異なった用法がある。cf., Abd al=Q dir bn Badr n al=Dimashq , al=Madkhal il Madhhab al=Im m A mad bn anbal, Beirut, 1981, pp.223-226.

(注7) 例えば古典フィクフ基礎論の標準的教科書であるアル=バイダーウィー (d.685/1286) の『基礎論の知識に関する到達の道 (Minh j al=Wu l f Ma rifa Ilm al=U l)』は、フィクフ基礎論とフィクフの判断の定義などを論ずる序論、第1部:クルアーン、第2部:スナ、第3部:イジュマーウ (合意)、第4部:キヤース (類推)、第5部:異論のある典拠、第6部:対等と選択、第7部:イジュティハード (裁量) とイフターウ (裁定布告) との構成を取り、第1部:クルアーンは以下のように5章に分かれる。

第1章:語; 意味設定、語の分類、活用、同義、多義、本義と比喻、理解不能語の対立、文字、語の表意の形態、

第2節:命令と禁止; 命令語、命令法、禁止、

第3節:普遍と特殊; 普遍、特殊、特殊化、

第4章:明瞭と不明瞭; 明瞭語、不明瞭語、要明瞭者、

第5章:廃棄者と被廃棄者; 廃棄、廃棄者と被廃棄者。

フィクフ基礎論については、イブン・ザイヌッデーン著/村田幸子訳『イスラーム法理論序説』、岩波書店、1985年、アブドル=ワッハーブ・ハッラーフ著/

中村廣治郎訳『イスラームの法』、東京大学出版会、1984年、参照

(注8) 現行のオスマーン本クルアーン (一般に流布しているエジプト版オスマーン本クルアーンはハフスがアースィムから伝えた読唱法に則って読唱記号が付されたものでありオスマーン本そのものではない) が預言者ムハンマドに啓示されたままの原形を保っていることが文献学的に証明されており、従ってクルアーンのテキストの真正性が確立されているのに対し、預言者の言行録であるハディースに関しては、最も権威があるとされるアル=ブハーリーのハディース集成に収録されたハディースですら偽作である可能性が原則的に排除されず、現在に至るまでハ

ディース学者の間で真偽の確定作業が続けられている。

(注9) イスラームの歴史観によると、預言者の直弟子の世代が最善の世代であり、その後ウンマは次第に墮落するが、ウンマが墮落を極めた段階で、マフディーが現れ、次いでイエス・キリストが再臨する。従ってイスラームは巨視的には「下降史観」を取る。しかし他方では、各世紀の初めに「ムジャッディド（宗教改革者）」が現れる、とのハディースに基づく、「改革」の思想も存在する。それゆえ微視的にはイスラーム史が直線的に下降線を辿ると把握されているわけではない。

(注10) cf., Umar Salm n al=Ashqar, op. cit., p.20.

(注11) cf., Wahba al=Zu ail , op. cit., vol.1, p.81.

(注12) cf., A mad Abd al=Ra m n al=Bann , al=Fat al=Rabb n , Cairo,nd., vol.1, pp.25-26.

→